

第3回「平成30年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」議事録

○ 日時 平成30年10月25日（木）午後1時29分から午後3時32分まで

○ 場所 かながわ県民センター15階共用会議室

○ 出席者

（委員） 植田 啓 神奈川県産科婦人科医会学校医委員会委員長
大澤 晶子 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会副委員長
勝島聡一郎 横浜市青葉福祉保健センターセンター長
田中 宏穂 横須賀市市長室地域安全課長
◎宮森 孝史 田園調布学園大学教授
森永 尚子 茅ヶ崎市市民安全部市民相談課長
○諸澤 英道 世界被害者学会元理事・常磐大学元学長
山本 潤 一般社団法人Spring 代表理事
渡邊 保 被害者が創る条例研究会 世話人

◎：座長、○：座長代理

（オブザーバー）長島 豪 NPO法人神奈川被害者支援センター所長
（事務局）寺澤参事監（安全安心担当）、秋本くらし安全交通課長、三上副室長、長谷川副課長、荏原主幹、佐藤主幹、高崎副技幹、嶋田主査

【議事内容】

開会

（中原担当課長）

それでは、定刻になりましたので、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第3回の犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催いたします。

すみません、県のほうの幹部が、所用のためちょっとおくれておりますけれども、後ほど参りますので、よろしく願いいたします。

以降の進行につきましては、要綱の規定により宮森座長をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

（宮森座長）

皆様、こんにちは。

今日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます、今日は3回目になります。予定ではたしか5回で終わりということになっていきますので、ちょうど真ん中の会になりますので、一番実のある話し合いができる会ではないかなと思いますので、ご協力のほうよろしく願いいたします。

それで、先ほど事務局のほうから、第1回の委員会で植田先生のご紹介ができな

かったということでしたので、一応事務局のほうから。

(植田委員)

神奈川県産科婦人科医会の産婦人科の代表ということで委員に参加させていただきます。

個人的には、センター南で婦人科のクリニックを開業しておりますので、今日もちょっと診療を途中で抜け出してきて、本当にぎりぎりになって申しわけないですけども、できるだけ産婦人科のほうの立場で意見を申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(宮森座長)

どうぞよろしく願いいたします。

では、第1回の検討委員会でお諮りして、ご同意をいただいております会議及び会議録は公開、それから発言者についても公開とするということで、あと傍聴を認めるということもご了解いただいていると思いますが、ご異議ございませんでしょうか。大丈夫ですね。

本日は傍聴人の方は。

(傍聴者入室)

(宮森座長)

それでは、会議次第に従って会議を進めてまいりたいと思います。

では、議題の1、神奈川県犯罪被害者等支援推進計画骨子(案)について、事務局のほうからご説明を願いたいと思います。資料の1から資料の3まで続けてご説明いただくということになっておりますので、では、よろしく願いいたします。

(荏原主幹)

資料1～資料3により説明。

(宮森座長)

ご説明ありがとうございました。

では、事務局からの今のご説明について、各委員のほうからご意見、ご質問等がございましたら、どうぞお願いいたします。

(山本委員)

山本です。今日もよろしく願いします。

質問に対して丁寧にご回答いただきまして、本当にありがとうございました。検討会の議論を踏まえて、より充実した計画、取り組みもされていることが伝わってきました。ありがとうございます。

その上で質問というかお願いです。資料3の質問の6、ご回答で、セクシュアル

マイノリティーの方への性被害の理解を深める研修を実施する、取り組んでいただけると回答いただいているんですけども、本日の資料11ページの重点的取り組みの真ん中ぐらい、「かならいん」の相談の充実が書かれているところなんですけれども、横線がないラインの3番目には、男性被害者に対する相談体制の構築しか書かれていないんですね。

去年の刑法性犯罪改正は性別規定の撤廃です。女子が被害者、男子が加害者という規定が撤廃されただけなので、セクシュアルマイノリティーの文言を入れていただくことは、すごい大事なかなというふうに思っています。

法制審議会の議論においても、陰形成されたトランスジェンダーの方が、被害を受けたときにどのように支援をするのか、どのような法的手続をするのかというようなことも議論に上がっていました。やはり文言に入るということはすごく大事なかなと思います。セクシュアルマイノリティーに対するということも含めていただきたいのと、あともう一点、今回資料としてお配りいただいたNPO法人しあわせなみだが実施した障害児者への性暴力についての調査があるんですね。1枚目をめくっていただいて、4枚目のところなんですけれども、発達障害者の性被害の割合がかなり高い。望まない人にセックスされる経験があった人が22%に上る。それは内閣府の全体的な調査で、男性1.5%、女性7.8%より高いというのが出ています。やはり全ての性、そして環境的になかなか支援につながりにくい人にも支援につながるとともに、やはりもう少しレベルの高い専門性が求められるので、そのような専門性の充実についても、力を入れていただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(中原担当課長)

ありがとうございます。

今「かならいん」のところで当面の重点施策としまして、男性被害者に対する相談体制の確立ということが、当面5年間の計画ということで、その中で重点的に取り組むことということで、これを書かせていただいているわけですが、当然のことながら、男性・女性に限らず、多様な性の方に対する、今既にご相談は受けているところがございますけれども、専門的な外向けに言えるような窓口が、じゃあ確立が目標としてできるかというところで、ちょっと今、当面のところで男性にというところを今書かせていただいたところがございます。先生がおっしゃるように、本当に相談に来られる方は、今でも特に限っているわけではありませぬので、そういった研修、どんな方が電話の相談に来られても対応できるような相談員の専門性というのは、引き続き必要だと思いますので、対応としてちょっと重点として取り上げられるかどうかというのは、ちょっとまた検討が必要なんですけど、下の現状と課題というところで、もう少し厚目にその辺は書かせていただければかなと思っております。

同時に障害者の方、非常に弱い立場の方というのが非常に被害に遭いやすいし、また被害を訴えたときも、なかなか認められにくいということについては、確かに現場でいろいろな相談を受けている中では、非常に感じているところがございます。

ので、じゃあ何をすればいいのかというところが、なかなか取り組みの具体的な施策というのが難しいところではありますけれども、そこら辺については何らか課題認識といいますか、あとは考えられることとしては、障害者の施策を担っている部門というのがありますので、そこでの課題認識の共有化といいますか、そんなことは考えていけるのかなというふうに思っております。

(山本委員)

ありがとうございます。方向性についてご説明いただき、わかりました。

ただ、1つだけ、多分重点課題がセクシュアルマイノリティーが示されないと、多分このようなセクシュアルマイノリティーの人は、自分たちが置き去りにされていると感じることも含めてご検討いただければと思います。ありがとうございます。

(宮森座長)

表現をもう少し明確にということですね、山本委員の。

(山本委員)

そうですね。文言にあるとすごい違うと思います。

(宮森座長)

わかりました。ご検討いただくということによろしいですね。

(中原担当課長)

重点のところにも、できるところからというような言葉も入っておりますので、なるべくそういった形で沿うようにやっていきたいと思っておりますので、重点のところにも書き込みをということで作らせていただきたいと思います。

(宮森座長)

そのほかどうでしょうか。

(大澤委員)

弁護士の大澤です。

「かならいん」の運営のところ、かならいん自体も1年たってリズムが出てきたというか、回ってきている感じがわかるんですけども、これ自体は連携型のワンストップ支援センターですけども、これを病院拠点型に移行していくようなというのは、何か考えていらっしゃるのかなと。

性犯罪に係る医療支援の必要性がというのが、回答者の50%が上げているというのが県の考え方のところにあつたので、性犯罪に係る医療支援というのであれば「かならいん」、いい制度だと私は思っているんですけども、それを病院拠点型にすることによって、早期の性犯罪被害者に対する医療支援ができるというところがあると思うので、そこへの移行をちょっと考えていただけたらなというふうに思

っております。

(中原担当課長)

ありがとうございます。

先生がおっしゃるとおり、「かならいん」の本当にメインの一番大事なといいますか、本当にすぐにしなければいけない支援というのが、やっぱり産婦人科医療での緊急避妊だったり性感染症の検査だったり、いろいろなお体のことというのが、まず本当に一番大事だということから、本当に病院型というのが最もそれに合致したタイプだというふうに、国のほうでも言われていますし、そういった認識なんだということは承知しているところなんですけど、県として、とにかく一刻も早く、この「かならいん」のワンストップ型というのを立ち上げたいというところと、県内の病院の中で、どこかそういったことをしていただけるところがあるのかということと、あるいは、ほかの県ももっと広いと思うんですが、神奈川県もやっぱり非常に広うございまして、被害者のことを考えたときに、どこか1カ所に決めてしまうと、また被害者の方にご負担をおかけするという面もありまして、今のような形が今の段階ではベストではないけれども、ベターなのかなというところで立ち上げさせていただいておりまして、今はまだ本当に立ち上げて1年ちょっとでして、これをとにかく関係の医療機関さんと連携を図りながら、回していくという段階でございまして、直ちに何か形態を変えるというところは、今ちょっと難しいところではございますけれども、そういった他県さんでもまだ、病院と連携して24時間やっているところというのは本当に少ない、24時間やっているというところも本当に少ないというふうに聞いておりますので、他県のそういった例をちょっと勉強しながら、そういったことは研究していかなければいけないというふうには思っております。ありがとうございます。

(諸澤委員)

今の関連なんですけど、「かならいん」は非常にいいと思うんですね。でも、将来的には今おっしゃったように、やっぱり神奈川県全体で1つではないと思うんです。だから「かならいん」がその中心になるのではあればいいんですけども、主な市にそれぞれ拠点があって、今ワンストップと言っていますけれども、県に1つというのはとても全然足りないのであって、やっぱり被害者が1時間以内に行けるような状態になっていなきゃいけないから、神奈川県の場合は多分4つ、5つは必要だろうと。

そういうネットワークをつくる上で、「かならいん」が中心になって動くという将来性があれば、大いに期待できるんですけども、今のご説明だと、現状維持でしばらく行かれるんではちょっと残念だなと思います。これは皆さん御存じのように、レイプクライシスセンターの日本版ですよ。ですから、おっしゃるように、病院が中核になるというのは世界的に当たり前なので、協力してくれる病院をとにかく熱心に探さなきゃならないという問題があるんじゃないかなと思うんですが、何か補足の説明をいただけるようでしたら。

(中原担当課長)

本当に世界的なといいますか、そういったいわゆるレイプクライシスセンターというのがどんなものかというところからいきますと、本当におっしゃるとおりなんだろうなというふうに思っております、また繰り返しになってしまうんですが、本当に被害者の方が行けるようなところが、県内に本当に何か所かあるというのが理想だと思いますけれども、行政の当面の計画として、ちょっとそれをそんな計画で動いていきますというところまでは、ちょっと現段階ではまだ難しいのかなと思っております、本当に立ち上げてまだ1年ですので、これを本当に充実させて、まだまだ知られていないというところから今始まっております、それとともに産婦人科の医療機関との連携をさらに強めていくというところから、今やっているところでございますので、そういった目指すべき姿というのは、常にこちらも十分了解しているつもりでございます。

(植田委員)

本当に耳が痛いお話でございまして、神奈川県産婦人科医会の代表で参加させていただきますけれども、全国でもワンストップセンターをやっぱり病院でやっているところというのは何か所かあるんですね。大体そこでそういうのを立ち上げられているのは、産婦人科医のやはり1人、2人が非常に熱心なドクターがいて、もうぜひこれを自分の生涯の仕事にしたいということで、情熱をささげて立ち上げて教育をしてということをやっているところというのが、全国に本当にわずかなんですがあるんですね。

じゃあ神奈川県のほうはどうかといいますと、実は産婦人科医会の月1回、理事会があるんですけれども、そこでも時々話題に上がるんですね。ぜひ将来的にはつくりたいという思いは、我々産婦人科の中ではあるんですけれども、実際に個人の、私の場合はクリニックなんですけれども、個人のクリニック、ひとりのクリニックでやはりワンストップするというのは非常に難しいんですね、24時間365日、1人の方にやはり一、二時間ぐらいつかかかるものですので、じゃあ病院はどうかといいますと、病院の中でもやはり日常の業務に追われているというのももちろんあるんですけれども、ケアをするに当たって、ドクターがしっかりと研修を受ける必要性、またそれを対応できるドクターが複数存在しなければいけないとか、そういうところで議題には上がるんですけれども、先々になっている状態なんです。

ただし、この5年間、今現在産婦人科などの医療従事者等の育成を図る研修会というのは、県のほうと一緒にやらせていただいております、そういうものを継続してやる中で、また産婦人科人一人一人の意識を少しずつ高めていって、それで何とか私個人としては、どこかでやはりやりたいなというふうには思っていますので、少しまたお時間をいただければと思います。

そういうことでよろしくお願いいたします。

(諸澤委員)

この推進計画というのは、方向性を示すような文言というのは入らないものなんですか。将来的にそういう方向を考えているということが示されればいいと思うんですけども。

(中原担当課長)

今の推進計画の施策の方向というところで、囲みの中にあるのは、今後5年間でこんなことをやりますよ、その下に現状と課題がありますので、そこに将来的な5年間を超えた形というの、書き込みをすることは可能だと考えておりますので、そのあたりで書き込みをさせていただければと思います。

(宮森座長)

私の記憶ですと、この2期計画を検討する会の中で産婦人科の先生方と、それから精神科の先生方の県のほうの医療機関とどう結びつけて広げていくかというところの話になって、やっと連携というか、委員にも入っていただきましたし、2期計画がそれで進んできたというところですね。

なので、第3期に向けて、その辺をもう少し文言として、きちんとそれを課題の中でも取り入れていくといいと思いますけれどもね。

(勝島委員)

青葉福祉保健センターの勝島です。

今の「かならいん」の話ですけども、私は行政なので、いろいろな施策について病院にお願いすることが多いです。医師にある程度の理解があっても、事務方の皆さんから、採算面とか、その熱心な医師が異動してしまったら、あとどうなるんだ等と言われてしまうことがあります。これだけのワンストップサービスになると、相当難しいかなという感じがあります。

それに比べると、精神科のほうは比較的、産婦人科に比べるとやりやすいのかなという感じは受けています。精神科の連携というのは、たくさん盛り込まれていますが、精神科の医師については、県警関連では公費負担の関係で話がありまして、私もいろいろ精神科の医師に当たって、少し理解を得たところもありました。県関連では、保健師さんから研修会をやってくれる精神科の医師はいないですかという声があって、開拓したことがあります。被害者支援センター関連ではいろいろな相談に乗ってもらえる医師、治療をやってもらえるところを探したりしました。いわゆる三位一体のそれぞれで今、結構探している形にはなっていて、少しずつ開拓できているかなという印象です。引き続き私もお協力させていただいて、こういう被害支援にご理解のある精神科の医師を、一人でもふやしていければと感じています。

あともう一点なんですけれども、市町村の被害者支援の窓口というのがあります。9月に被害者支援センターの初級・中級の研修会の中で、私は実は医療機関との連携、行政との連携というテーマで、話しをさせていただきました。相談員をされるような方、これから被害者支援を目指される方にとって、この行政との連携や医療

機関との連携は、非常に重要かと思われまます。特に市町村の連携でいうと、横浜市や茅ヶ崎市は、かなりもう明確に、まずここにというところがはっきりしていて、非常にやりやすいです。また、こういった行政の仕組みといたことをお話しすると皆さん、ある程度わかっていただけます。今度もしそういう研修会に私が講師として行く場合に、神奈川県内の全市町村の、とりあえず困ったときは、ここにお住まいの方はここに連絡するといいいですよ、といったものがこれからできていくといいいのかなと思います。

これから被害者支援を目指す方だけではなくて、現に今被害者支援をやっている方にとっても、そういったものがあると心強いのかなという感じがしていますし、あと県民一人一人、自分の住んでいる場所でもしそうなったときは、どこに連絡すればいいのか、もう一目瞭然でわかるような形になると、非常にいいのかなと感じています。

(中原担当課長)

2期計画の中で、市町村にもとにかく窓口をつくっていただくということで、一生懸命お願いをしたりとかということで、ようやく各市町村に窓口ができておまして、前回委員の先生方からも、窓口はできたけれども形だけなんじゃないかというような、ちょっとそんなご指摘も受けましたので、窓口は今、県のホームページに載っておりますけれども、それを本当にボランティアの方々、支援研修を受ける方々にもきちんとお示ししながら、また窓口のほうでも、今日検討委員会の後に、来週から各市町村の課長さん方を集めて、またこの素案についてご意見を伺いますので、その場でも情報提供させていただいたりしたいというふうに考えております。

(宮森座長)

各市町村の窓口という窓口の名前が統一されていないのも問題だと思うんですよね。どこに行ったらこの、例えば被害の相談を受けられるのかというのは、私は派遣カウンセラーで、時々ある警察署から要請があると、そこに行って、市のほうの連携を図る課がどこかというふうになると、地域相談課というところがやっているとか、明確にちゃんと被害支援をやるような室というものがある市もありますし、そういうところがまだ何か整備されていないなという印象はあるんですけれども、実際に動いていると。

(中原担当課長)

市町村によって、とにかくどこかでいうところで、本当に小さいところは総務課だったり、あるいはいろいろな市民相談を受けているところになっていたり、あるいは人権の担当課だったり、それぞれのところで市町村の中でお決めいただいているので、看板といいますか、市町村の名前として犯罪被害者というところが、やっぱりすぐに思いつかないような名前のところが多いのかなというふうには思っております。

(諸澤委員)

被害者側からすれば、どこへ行けばいいかわからないという話は、物すごくたくさん聞きます。被害者が相談する窓口はこれですということを、全ての自治体で表示しなきゃいけないというふうにすべきだと思うんですね。でも「人権何々課」が実は被害者の相談の場所であり、その脇に小さい文字でもいいから「被害者相談」という文字さえないというのが実態だと思うんですけども、被害者が相談するところは全てそういう文字を入れるという取り組みはどうなんでしょうね。

(中原担当課長)

今、窓口をつくっていただいて、そこになかなか看板といいますか、そういったものがないというところがありますので、市町村さんにちょっとまた投げかけをして、そういったお願いはしていければと思います。

(田中委員)

今、市町村という話もありましたので、ちょっと私、前回出席できなかつたので、今意見を言うタイミングかわからないんですけども、やっぱり犯罪とか犯罪被害者に対する対応というのは、全国一律であるべきだと思うんですね、わかりやすくとかという意味も含めて。犯罪が自治体によって、こういうこれが犯罪に当たるとか、こっちの自治体では当たらないとか、そういうことはないわけですし、犯罪の捜査に当たっても全国一律なのに、犯罪の被害者の対応とか相談というのについては、市町村とか県とかに任されている部分があるので、こういうわかりにくさが生じてしまう。

だから本当は、この計画でどこに盛り込んでいいのかわからないんですけども、国策として何か決めていってもらって、こういう何かそういうことがないと、市町村がばらばらでよろしくないですねみたいなことをここで言っても、なかなか進まない。

市町村との連携とか各機関との連携を推進していくということは、もう本当にこれは必要で結構なことなんですけど、やっぱりなかなか対症療法で、根本的に全国民が等しく権利を、恩恵を受けるという観点からすると、市町村ごとの取り組みが、ここは進んでいるけれども、ここはおくれている、ここはわかりやすいけれども、ここはわかりにくいということをいろいろ言っているけれども、これは永遠に横並びにはならないと私は思っているんで、ちょっとその辺を私はそう思っていますという意見だけなんですけれども、言わせていただきます。

(宮森座長)

森永委員はどうですか。

(森永委員)

茅ヶ崎市の森永です。

非常に耳の痛いご意見ではございますが、うちは市民相談課というところの中に

ございます。この課自体の名称は、多分各市町村によって、全部ばらばらという、根本的な組織論的なものになってまいります。犯罪被害者の方々の支援を担当しているということが、はっきりわかるような名称に統一していくというのは、なかなかその業務だけをやっているわけではないので、非常に難しい面が正直なところあるかとは思いますが。

ただ、うちの市に関しましては、相談業務とか、どういうふうにご相談していいかわからないという方は、まずは市民相談課に来てくださいといろいろな場面で申し上げているところですので、お困り事がある方は、まずは市役所にご相談いただくときは、うちの課に来ていただくというふうな形でやっております。それと、茅ヶ崎警察署のほうとも、私どものほうをご紹介いただくというような形の連携もしておりますので、そういった中でなるべく皆様にご負担をかけないように、うちに来ていただくような方策はできるんですが、ちょっとそこを統一というのは、なかなか難しいところはあるかなと正直なところ思っております。

(諸澤委員)

若干別の意見なんですけれども、各市町村、県もそうですけれども、担当者と話をすると、そもそも相談がないという話ばかりなんです。でも相談がないのは、つまり被害者の側からすれば、市役所でやってくれるということさえわかっていないわけだし、ましてや市役所に行ってはみたけれども、どの窓口かということもわかっていないと。

こういったことは、世界的には、二次被害の一つとされています。被害者というのは立ち直る権利がある、それがかなえられないのは二次被害だと。あえて言えば行政の怠慢であるとか、支援者の怠慢であるというのが世界的なコンセンサスなんです。そのよう意識にまで日本を持っていくのはなかなか大変だと思いますけれども、被害者が相談に来られても、まずはそこへ行けば相談できるということをほとんどの人が知らない。だからせめて、先ほど田中委員がおっしゃったように、全国で一斉にやってくれるのが一番いいんですけれども、神奈川県の中では全ての市町村で同じ表記だと、例えば統一ロゴマークをつくるとか、日本語の言葉も統一した言葉を使うとか、何かそういった、犯罪被害者支援連絡協議会のようなものもありますよね、年に関係者が集まってくる、そういう場で話し合っ、表示を統一しませんかというようなことはできないんでしょうか。

(中原担当課長)

本来的な行政の課といいますか、そういった課名とは別に何か、今、国のほうで「ギョっとちゃん」というのがありますけれども……

(諸澤委員)

業務分掌上の表記と別に、そういうふうにつけてある何らかの表示というものがあればよいと思います。マークなり何かがあれば、そこだというのがわかるように。

(中原担当課長)

何らか、直接その市町村に行ったときに、ぱっと見てわかるという、そんなようなところということでございますかね。ちょっと県だけでというわけにもいきませんので、その投げかけをさせていただいて、検討していきたいと考えております。

(植田委員)

すみません、今のことで。産婦人科のほうの「かならいん」についてなんですけれども、昨年、県のほうから「かならいん」のパンフレットとか小さなカードとかが送られてきて、私はすごく感激して、こんなのが始まったんだというふうに感激して、クリニックの受付、待合室とかに置いているんですけども、数日前に横浜市のほうから、DVの相談窓口のカードが送られてきまして、「ひとりで悩まないで！DV」という小さいんですね。

でもDVも性被害も確かに違いますけれども、若干重なっている部分もありますし、恐らくDVに関しては、男女共同参画のほうでやっているみたいなので、多分違うんですね。そういうものを何か統一していけば、恐らく研修にしても、やはりDVに関する電話相談を受ける方も、やはり性被害についてのことも知らなければいけませんし、性被害のほうの「かならいん」の相談窓口の方も、やはりDVのことも知らなければいけないので、そういうものが一緒になればいいなというのは、送られたカードを2つ並べて置いてあるんですけども、一般の方は、どっちに連絡したらいいんだろうかと思う方もいますし、そういうものもすごいかわいいマスコットの絵が入ったカードで、「かならいん」もすてきなんですね、デザインだと思うんですけども。

そういうのが何か、性に関するものに関しては、統一してもいいんじゃないかなというふうに数日前に思いました。それがまた少しずつだと思うんですけども、意見として。

(勝島委員)

多分DVのは横浜市ですよ。

(植田委員)

そうです、DVは。

(勝島委員)

これも県と横浜市とで、横浜市の中でも被害者支援は市民局だし、男女共同参画は別のところということで、非常にちょっと縦割りになっているなというのが今、先生からのご指摘だと思います。それぞれ伝えます。

(中原担当課長)

性関連の被害者の相談窓口ということでDVがあつたり、あとストーカーのがあつたり、あるいは県のほうの性犯罪・性暴力があつたりということで、一般の方か

ら見て、法律がそれぞれ全然別なので、そんな形で縦割りで窓口があるんですが、一般の方から見て本当にわかりづらいということは、本当におっしゃるとおりだと思います。

電話はもう本当にここだというか、ここはもう「かならいん」の場合は24時間やっているから、とりあえず「かならいん」にかけてみようとかということで、DVの方だったりストーカーの方だったりという相談も、当然受けるところではございますので、そういったときに適切な相談窓口にうまくつなぐというか、そういったところは必要ですので、研修はもちろんですし、相談機関同士の連携会議ですとか、うちのほう「かならいん」のほうが開催した研修会で、そういった窓口の方と一緒に研修を受けるですとか、そんなことはしております。

ただ、一番理想だというのは、そういった広報についても、縦割りの予算でそれぞれのカードをつくるんじゃなくて、一緒につくれれば本当に理想だとは思いますが、なかなか県と市を超えて、同じ予算を使って一つのものをつくるというのは、今ちょっと非常にハードルが高いところかなとは思ってはおりますけれども、そんな投げかけは話題にはしてあって、検討はしていきたいかなというふうには考えております。

(宮森座長)

この会でも広報をどうするかというのは、以前からずっと流れているテーマになるんですよね。その前にだからこういうことがあったら、ちゃんと相談してもいいんだというモチベーションを高めるためのところは、広報だけではやっぱり足りないと思うんですよね。だけれども、広報の力というのは、今それが必要じゃない人も知っているということが大事だと思うので、できるだけ県民が全員で、何かあったらすぐ相談できる、相談するときにはこの窓口でというのをやっぱり一つに絞っておくと、それを知っていれば、一步踏み出せない人の周りの人が、その人を踏み出すように後押しできるというふうにだんだんなると思うんです。だからそこが広報活動の一番ネックになるところかなと思うんですけれどもね。

相談する権利があるというのをみんなが持つためには、僕はだから教育が必要だろうなと思うんです。小学校や中学校の教育の中で、そういう権利を持っているというのを、もう少しちゃんと教える機会があれば済むことかなと思うんですけれども。

(中原担当課長)

今「かならいん」のほうを電車で広告をさせていただいておまして、やっぱり相談者の中で、こんなことがあって、お知り合いの中でそんな話を相談されたと。ふと電車に乗ってみると、そんな窓口が張ってあったと。これは一般的にあることなんだということをようやく気づいたというお話もいただいたりしておりますし、ですので、本当に先生のおっしゃるとおり、いろいろなところでそういった、こういう窓口があるんだということを知らせるといことは、本当に大事なことだなというふうに感じております。

あと、教育の中でということで、学校についても相談機関の中に、一応「かならいん」というのも入れさせていただいておまして、夏休みに入る前に子供たちに配る、小さいいろいろな子供たちのための相談窓口をカードに入れさせていただいております。

(宮森座長)

ありがとうございました。

(諸澤委員)

話を変えてよろしいでしょうか。

二次被害と再被害については随所に書いていただいて、非常によく言ったと思っております。ありがとうございました。

ただ、1つちょっと言葉の使い方みたいで恐縮なんですけど、資料1の左側、最初のところです。支援関係機関の連携強化の③に「安全の確保(再被害防止)」と書いてあるわけなんですけれども、これは逆なんじゃないかと思えます。括弧の中に入るのは。

つまり「安全の確保」というのは「再被害防止」の一部であって、どっちが大きな概念かということ、「再被害の防止」のほうが大きいと思うんですね。つまり、殺傷事件みたいな場合は「安全」と「再被害防止」はイコールだと思うんですけれども。支援の対象になる犯罪被害が必ずしも人身だけじゃないわけです。「安全」には「心の安心」みたいなものも含まれると思えますけれども、二度と被害を受けることがないようにというのが非常に大きな概念で、その中のコアになるのが安全の確保なんだと思うんですが、ここを括弧の中と外をちょっと入れかえたほうがいいかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

(中原担当課長)

この間、前回の委員会で先生のほうから、再被害防止ということについて明確に打ち出して取り組むようにというお話がありまして、計画の中をいろいろ精査してみまして、安全の確保というところと再被害の防止というのが2つあったのを一緒にしているところがございますので、ここは本当に概念がどちらかという先生の今のお話がありましたので、そういった形で検討させていただければと思っております。

(山本委員)

二次被害についてのお話がありましたので、38ページ、県民・事業者の理解の促進などでも、二次被害を受けることも少なくないことに関して周知をしていきますというようなことと、あと二次被害がないように配慮をしていくことを周知していきますと書かれているんですが、もう少し踏み込んで、二次被害については、まず知らない配慮はできないということで、研修とか理解の促進というのはすごく大事と思えました。

もう一つ、実際に二次被害が起こったときに、例えばインターネットで、その被害者への悪口雑言のような不名誉な状況が放置されているときに、どう対応するのかということにも踏み込んだ実際の対策も求められるのではないかと思うんですけども、そちらについてはいかがでしょうか。

(中原担当課長)

今、県のほうの被害者支援の中で、一つには本当に最初の段階で法律相談をさせていただいて、被害者の方にはきちんと希望があれば、弁護士さんに被害者支援に入らせていただくと、そういったような体制をとっておりまして、何かあったときにご相談できたり、あるいは本当に抑止効果といいますか、弁護士さんが代理人としてついでいただいていることで、一般の方はなかなか、そういった誹謗中傷というのがしにくいというような環境をつくっているのかなというのが一つあります。

万が一そういった二次被害に遭われたときに、弁護士さんがいらっしゃればそういった相談もしやすいですし、どんな解決方法が一番いいのかということも、アドバイスも受けやすいのかなというふうには思っております。ですので、今二次被害に遭ったときという、その救済策というところでは県としてやっているというのは、そんなところをやっているというところでございます。

ただ、インターネットに関しましては、いろいろ調べてみると、削除というのが非常にハードルが高いという今の環境というのがあるということで、削除すべきだというふうに誰もが思っても、削除した人の名前がまた外に出てしまったりして、かえって削除しないほうがよかったというような状況を生み出してしまうということも聞いておりますので、そこら辺も含めて情報提供差し上げて、起こってしまった二次被害については、救済といいますか、最良の道に対応していくということしかないのかなというふうには思っておりますので、そういったご相談というのは、サポートステーションのほうでもお受けいたしたいというふうには考えております。

(山本委員)

ありがとうございます。申し上げたかったのは、個別具体的なそれぞれの被害に対して救済の道が開かれているということは、本当に素晴らしいことで、大切なことだと思います。

ただ、その個別になったら個別対応が、常にいつもモグラたたきで終わってしまうような感じもありますし、腫れ物にさわるとか、あと個別的な対処療法だけではなくて、もっと明確にこういう言動は許されないというような、そのようなアナウンスをしていくということも、すごく大事なことかなと思います。

おっしゃるように、インターネットの削除は、法的制度も含めてとても課題だと思いますので、その課題自体も踏み超えて確信犯的にやっている人たちに、どのように対応していくのかという、やっぱり行政としての意思表示というのもすごく大事かなと思いました。

(諸澤委員)

ちょうど38ページが今開かれていると思いますが、その関連ですが、この二次被害防止はここに書いてあるように、精神的な苦痛を防ぐとか、プライバシーの侵害を防ぐなどなどが中心だと思うんですけども、この県民や事業者の理解を促進する、あるいは責務みたいなことで考えますと、職場をやめなくていい、学校をやめなくていいという状態にするのが目標だと思うんですね。それが続けられない最大の原因は、二次被害だという関係があると思うんです。

ここはやっぱり日本の場合、まだ就業規則の特別休暇で、被害者が年次有給休暇ではない特別休暇で休めるようにというふうに、まだ日本はなっていませんが、いずれ日本もなると期待しているんですけども、現段階ではやっぱり学校や職場、地域の理解でもって被害者が従来の生活を続けられるようにする必要があります。妨げている最大の要因が二次被害なんだということを押さえた上で、就学や就業を続けられるようにというような文言が、どこかに入るといいなというふうに思っているんですけども。

(中原担当課長)

二次被害の部分はちょっと厚目に書かせてはいただいているところで、二次被害によってそれまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置きというようなところで表現させていただいたところですけども、もうちょっとはつきりその辺のところを書かせていただければと思います。

(宮森座長)

では、大分時間が経過してきましたので……

(植田委員)

ちょっと確認なんですけれども今、県と産婦人科のほうでは研修会とかをやっているんですけども、精神科との関係というのは今あるんでしょうか。

(中原担当課長)

精神科の医療との連携につきましては、この計画に盛り込みまして、「かならいん」とはこれからというところがございます。

(植田委員)

わかりました。

それで、先ほど障害児者の性暴力の話がありましたけれども、ここに精神科医療と小児科医療というのを入れることというのは可能なんですか。やはり障害児に関してまたちょっと別だというふうに、先ほどおっしゃっていましたが、小児科もやはり性被害に関してはかかわってくるものもありますので、どうなのかなと思ったんですけども。

(中原担当課長)

ありがとうございます。

確かに今「かならいん」でお子さんの被害というの、相談は受け付けているところなんです、実際の支援をするに当たっては、やっぱりお子さんですと親御さんの同意といいますか、親御さんからのきちんとしたつながりというのが必要でして、そうすると本当にもう児童相談所ですか、親御さんを通じて警察ですとかというお話になることが非常に多いというところで、実際に「かならいん」で小児科とつながらなきゃいけない事例というのは、なかなか今のところ、ないところではありまして、支援が実際につながらないと、なかなかハードルが高いといいますか、門をたたきづらいかなというところはありますけれども、いろいろな情報提供を差し上げることは可能だと思いますので、そういった面で何かつながりをつくっていくような形で研究させていただければなと思っています。

(植田委員)

小児科の先生のほうが、やはり性被害に関してすごく勉強されている先生も県内にいらっしゃると思いますので、実際に産婦人科の研修というか講演会などに来ていただいて、話をしてもらったこともあるんですけども、ですので、今回じゃなくてもいいんですけども、私たち産婦人科としては、やはり小児科のほうともつながっていきたいというふうに考えておりますので、また県のほうでも検討していただければと思います。お願いいたします。

(渡邊委員)

すみません、犯罪被害給付金の普及についてというところで、1つお願いなんですけれども、去年から支給対象がすごく広がっているはずなんですよね。もちろん県警本部の方だとかというのは、当然研修を受けて御存じだと思うんですけども、私が心配しているのは現場の警察なんですよね。

例えば親族間犯罪なんかですと、これまではDV事案を除いてはほとんど出ないということだったんですけども、今の親族間が破綻していれば出るという形で、原則不支給だったのが、それは外れたということですので、例えば事件に遭ったとき、現場の警察官が、おたくは親族間だから出ないよと言っちゃうと、もうそれで終わっちゃうんですよね。ですから、せっかくな方向で改正したんですから、その辺の現場の警察官に対する指導というのは、綿密にやっていただきたいなというふうに思います。

(中田室長)

今の話につきまして、改正について署のほうには教養しており、署の刑事、捜査に当たった者が、犯罪被害者給付金にこれは該当しないよということは、基本的には言わないと思います。

というのは、制度自体を刑事課員がやるわけではありませぬので、あれは警察署ごとにやるのではなくて、警察本部で一括してやりますので、基本的には署には私どもはできる、できないという判断は絶対するなということ、もう前々から言っ

てありまして、該当犯罪、対象犯罪がありますので、それについては全て被害者支援に入る、そこで支援員のほうから話をするという形を今とっておりまして、基本的にはご心配されているような形は、多分以前はもしかしたらあったかもしれないんですが、現在は捜査員の個々の判断で、そういう回答はしないようにということで、支援員が支援制度全てに対して対応するという形を、神奈川ではとらせていただいておりますので、一応そういった心配はないかなと。

あとは各種支援員の研修、あとは神奈川は異動が年に2回ありまして、そのたびに新しく支援員になった者を集めて、そこでも講習をさせていただいておりますので、基本的にはこれからもっとさらに、地域下位まで全て行き渡るような形でやりたいとは思いますが、ただ事務的な手続を全て本部が一括をしてやっているものですから、署的には手続自体を自分がとるものではないということで、制度全てをじゃあ理解しているかというのと、ちょっと申しわけありません、難しい部分ではありますが、そういった不手際がないように、また今後もやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(渡邊委員)

よろしくをお願いします。

(山本委員)

すみません、1分だけ。

すみません、お時間をいただきまして。資料3の2番と10番にかかわるところで、主に10番なんですけれども、「eかなネットアンケート」を根拠として、結構施策を立てられているところがあるのかなと思いました。ただ、私の理解が正しければ、こちらのアンケートに答えた人は62人、しかも属性もよくわからず、神奈川県が行っている施策について、適切に評価ができるのかというところは、このアンケートの結果だけでは、かなり不明確ではないのかなというふうに思います。

住居についてなんですけれども、家具を入れるのはとてもいいアイデアだと思ったんですけれども、今ニーズがないところに家具を入れて、誰か利用してくれるんだろうかということがふと頭をよぎったのと、あとレンタル家具というのも今のサービスとしてありますので、レンタルというのも、一つアイデアかなというふうに思いましたので、述べさせていただきました。ありがとうございます。

(中原担当課長)

ごめんなさい、最後のところはちょっと聞きとれなくて申しわけありません。

(山本委員)

レンタル家具。貸与してくれる、電化製品とかを半年とか2年とかそのぐらい貸与してくれるというのもありますので、多分購入されて5年もたてば、すごく古くなると思いました。

(中原担当課長)

わかりました。ありがとうございます。ちょっといろいろ予算の工夫もしながら検討していきたいと思います。ありがとうございます。

(宮森座長)

では、議題1に関しては、よろしいでしょうか。

それで、今のまだ意見が足りないとか、もう少し確認したいということがありましたら、事務局のほうでなるべく早くまたご連絡をいただいて、やりとりをしていただければと思います。

では、議題2のほうに移りたいと思います。神奈川県犯罪被害者等支援条例の見直しについてということで、これも事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(荏原主幹)

資料4～6で説明。

(宮森座長)

ありがとうございました。

では、今の事務局からのご説明に対してご意見、ご質問ございますか。

この検討委員会の役割としては、条例に対しての提言をするということですね。変えろというふうな決定権はないですよ。こういうふうに検討されていますという確認ということだと思いますが。委員の皆さんから何かご意見等ございますか。

(渡邊委員)

平成21年当時は、あんまり二次被害とか再被害とかという概念はなかったのかもわかりませんが、今の時代、やっぱり新しくできた条例なんかは、ほとんどが二次被害が盛り込まれているということもありますので、私はほかの県に比べて被害者支援が進んでいる神奈川県ですから、再被害、二次被害、これを定義していただいて、しっかりとこれを防止するんだということを条例にうたっていただきたいと思います。

(宮森座長)

諸澤委員、どうですか。

(諸澤委員)

前回も発言していることの繰り返しになるかなと思って、ちょっと躊躇したのですが、来年度施行に向けて案がほとんど固まって、パブコメをしていたり、議会上程するばかりになっている大阪府や三重県などでは、完全に二次被害が入っておりますし、そのほかでも、ちょっとまだ名前を出しづらいようなんですが、今作業中の自治体でも全て「二次被害の防止」が入っています。

国が基本法をつくった当時、制定にかかわった国会議員と話をしていると、二次

被害防止というのは当時原案にあったのですが、一部の野党の同意を得られないので、残念ながら見送ったという経緯があり、近い将来改正することになれば、必ずこれは入ってくる条文ですという確かな話も聞いておりますので、渡邊委員がおっしゃるように、神奈川県はとにかく被害者支援の分野でかなり進んでいるという、私も神奈川県民じゃないにもかかわらず、そう認識してここへ来ているわけなんです、そういう今までのある種のプライドをよりしっかりさせる意味では、ぜひ「二次被害防止」に関する一連の条文を入れていただきたいと思っております。

(中原担当課長)

前回もちょっと申し上げたんですが、今実質的に対策として、現場ではある程度のことはやっているというところがありまして、改正するに当たって何て言うか、立法事実と言いますか、何かこういうことをやるためにこの条文がぜひとも必要なんですという、そのご説明をしなければならぬのかなと思っております、そこら辺のところでは何かお知恵をいただければと、先生方にいうのもちょっと違うのかもしれないけれども、何かそんなところで何かアイデアがあればというふうには思っているところではございますけれども。

(山本委員)

役に立つ話か恐縮ですけれども、イギリスに視察に7月に行かせてもらったときに、かなり二次被害の防止研修を被害者支援センター、裁判所、裁判官、警察官、そして市民向けにされていたんですね。それは単に講義という形だけではなくて、トレーニングです。レイプ神話についての二次被害について主に聞いてきたんですけれども、やはりイギリスは被害者支援が進んでいる国ですが、多くの人たちがやはり、夜道で見知らぬ人から性被害を受けるとか、その被害者に落ち度があったのではないかというふうな認識を持っている。

特に陪審員制度の国なので、陪審員になる人がやっぱり、そういう被害者が悪いのではないかという認識を持っていると、とても判断に影響を来すということがあって、非常にしっかりとトレーニングを陪審員、あるいは一般市民の人たち、そして裁判官に対してもしていますし、警察官にももちろん、性犯罪被害者の支援の専門の訓練を受けた警察官の人たちに対してトレーニングをしています。

そのぐらいしっかりと研修だけではなくて、自分たちのそれまで学んできた社会からの認識を落として、そうではなくて、被害者の支援というのは権利なんだということを認識させるためには、やっぱりそれだけのトレーニングが必要なんだということをイギリスで学んだんですね。そのことをしっかりとやるためにも、二次被害の防止は本当に掲げて文言として入れているだけではなくて、実際の自分たちの中身に落としていくための実践をするためにも、条例はすごく必要ではないかと思いました。

(中原担当課長)

裁判官ですとか陪審員ということで、今あるのが県民ですとか事業者ですとかという、被害者の方を取り巻く日常的な周りの方だけではなくて、そういった犯罪の審理にかかわる方も含めてというところの二次被害防止というところの姿勢と申しますか、そんなことが海外ではされているというお話だと思っただけですけども、そういった行政として、行政の中でも取り組むんだというような打ち出しというような、そんな意味で入れるということが考えられるというか、そんなようなところでしょうかね。

今やっているというところは、もう県民ですとか事業者ですとかというところでやっていて、人材の育成というところの中で、配慮に欠ける言動による被害を受けることなくということで、そういった研修をやりますというところは書いてあるんですが、そこにはっきりと二次被害というものをうたっていないので、行政としての取り組みの中で、自分たちも二次被害を及ぼさないような支援をするという、そういった決意表明という意味で、書き込むということが有効というようなことになるのかなというふうに、今お話を伺っていて思ったんですけども。

(諸澤委員)

そうだと思うんです。条例にやっぱり最初の定義のところ、「二次被害とは」という定義があれば、いいと思います。どこで話しても、その二次被害の意味を説明するわけですね、現在だと。名誉とかプライバシーとか、そういうレベルから説き起こしていかなきゃいけないということです。二次被害という言葉はもう恐らく多くの人知っているし、新聞にも当然のように出てくる言葉ですね。ある程度コンセンサスが得られている。ある意味では、市民権を得られている言葉だと思うんです。

それを神奈川県としてこういうふうに定義しますというものがあれば、現場の動きは非常にいいと思うんですね。「この条文の趣旨を考えてください。」ということから、話が具体的にできるわけで、そういう意味では、条文に定義するというのは物すごく意味があると思うんですが。

(大澤委員)

本当に単純に定義に入れて、名誉または生活の平穩に配慮するというのが二次被害防止という内容を含んでいるんだということで、入れていないということなんだと思うんですけども、一般的にさっき諸澤先生がおっしゃったように、そこから読み込む作業を一々しなきゃいけないのであれば、対応に十分に配慮し、二次被害を防止することをみたいな形で、ちょっと足すだけでいいんじゃないかなと思うんですよね。

議会に対する説明としては、もう21年から年度がたって、二次被害という言葉自体が一般的にコンセンサスが得られるというか、みんなが理解しているような言葉になってきたということで、条文の中に入れ込みましたというだけで十分なんじゃないかなと思うんですけども。

(渡邊委員)

すみません、このことはもう皆さん御存じだと思いうんですけれども、2000年ですか、神戸連続児童殺傷事件、あれの犯人が「絶歌」という本を出しましたよね。そのときに明石市は、二次被害の規定の入ったこの条例を持っていたために、明石市の図書館には一切置かない、それから明石市内の書店についても、これは二次被害の対象になるので、この本を置かないでくれという要請をしたと。その結果、明石市内では「絶歌」の本は買えないということになったということで、やっぱり行政の姿勢というか、神奈川県としては二次被害は絶対認めませんよと、そういう姿勢を示すということでもいいと思いうんですけれどもね。

(勝島委員)

多分県の立場もそうですし、県内の市町村にいろいろこれからやってくださいというときにも、県の条例でびしっと書かれているというのは非常に大きなことです。二次被害という言葉について解釈の余地がないというような形になれば、各市町村にお願いするときにも、各市町村が条例等の文書をつくるときも、県のその部分引用されてつかわれるはずなので、そういう意味でも、一つの神奈川県の憲法みたいな形でしっかり定義しておくというのは、非常に意義があることなんじゃないかなという感じがしますね。

(宮森座長)

という検討委員会からの要請が強く出たということでご報告をいただければと思います。二次被害の僕は究極の姿は、要するに忘れられるということだと思います。社会学や社会心理学では社会的忌避という言葉があるんですね。人間は社会をつくって生きている集団なので、その中でいつまでも一つの事件やなにこだわり過ぎると、その社会全体がなかなかうまく成立しないので、みんなで忘れるという力動が働くんだと言われているんですよ。それをなくすことだと思いますね。それなので、明確に二次被害という言葉も入れて、条例をきちんと整理しておくという作業がこれから必要になるんだろうなと思います。

と余計なことを言いましたが、もうそろそろ時間になってしまったんですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、まだ言い尽くせないようなご意見がありましたら、事務局のほうに積極的に連絡をとっていただくことにしまして、次回の検討委員会では、推進計画の3期に向けての素案をご提示いただけるということのようですので、それに期待したいというふうに思います。

あと、その他の議題が残っていますが、事務局のほうからいかがでしょうか。

(嶋田主査)

では、資料7につきまして、ちょっと1点だけ報告があります。嶋田のほうから説明させていただきます。

資料7の神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況についての意見募集結果をごらんください。こちらの結果につきましては、さきの第2回の検討委員会におき

まして、既にご説明申し上げたものでございます。本日資料としてお出ししておりますけれども、2回の検討委員会のとくと内容については変更ございませんので、内容についてのご説明は省略させていただきます。

なお、こちらの結果につきましては、来週の10月30日の火曜日に、県ホームページにおいて公表予定でございますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

(宮森座長)

ありがとうございました。

では、最後に第4回の開催日については、11月12日の月曜日で、場所は同じ場所ですよろしいんですか。

(荏原主幹)

場所は12階第1会議室になります。

(宮森座長)

12階の第1会議室ということですね。

開催時間は15時、午後3時からということになっておりますので、ご予定をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、今日の議題はこれで終了といたします。皆さんには議事進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

どうもお疲れさまでした。

午後3時32分 閉会